

登録住宅規模基準一覧表

住宅のタイプ	国の登録基準	【福岡市の登録基準】
		2005年度以前に着工した物件で 高齢者又は障がい者の入居者を 拒まない住宅として登録する物件
一般住宅	25㎡以上	18㎡以上
台所等一部共用住宅※ ¹	18㎡以上	13㎡以上
共同居住型住宅※ ² (シェアハウス)	<ul style="list-style-type: none"> • 1人専用居室面積 ⇒ 9㎡以上 • 住宅全体面積 ⇒ (15×居住人数+10)㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> • 1人専用居室面積 ⇒ 7㎡以上 • 住宅全体面積 ⇒ (13×居住人数+10)㎡以上
ひとり親世帯向け 共同居住型住宅※ ² (ひとり親世帯向け シェアハウス)	<ul style="list-style-type: none"> • 専用居室：12㎡以上 (ただし、住宅全体の面積が$15\text{m}^2 \times B + 24\text{m}^2 \times C + 10\text{m}^2$以上の場合、10㎡)以上 • 住宅全体面積：$15\text{m}^2 \times B + 22\text{m}^2 \times C + 10\text{m}^2$以上 (ただし、$B \geq 1$かつ$C \geq 1$もしくは$B=0$かつ$C \geq 2$) ※ B：ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数 C：ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数	

※¹ 台所等一部共用 ⇒ 台所、収納設備、浴室またはシャワー室が共同利用の住宅

※² 共同居住型住宅 ⇒ 居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室またはシャワー室、洗濯室
(又は洗濯場)が共同利用の住宅

★便所、洗面設備、浴室(又はシャワー室)は、5人につき1箇所以上の設置が必要です。